

横須賀市報

号外第 10 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

上下水道企業管理規程

- ◇上下水道局専決規程中一部改正…………… 1
- ◇上下水道局公文書管理規程中一部改正…………… //
- ◇上下水道事業管理者の所管に係る電子署名取扱規程中一部改正…………… //
- ◇上下水道局会計規程中一部改正…………… //
- ◇上下水道局契約事務取扱規程中一部改正…………… 2
- ◇水道事業用行政財産使用料徴収規程中一部改正…………… //
- ◇横須賀市下水道条例施行規程中一部改正…………… //
- ◇指定下水道工事店条例施行規程中一部改正…………… //

上下水道局公告

- ◇横須賀都市計画下水道事業の賦課対象区域について… 3

消防局告示

- ◇火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備等について…………… //
- ◇急速充電設備の位置、構造及び管理の基準に係る延焼を防止するための措置について…………… 4

消防局訓令甲

- ◇消防吏員服制規程中一部改正…………… //
- ◇消防職員の勤務時間等に関する規程中一部改正…………… 5
- ◇警防規程中一部改正…………… //
- ◇消防機械管理規程中一部改正…………… //
- ◇液化石油ガス関与事務処理規程中一部改正…………… 6
- ◇建築同意等事務処理規程中一部改正…………… //
- ◇救急業務規程中一部改正…………… 8

教育委員会規則

- ◇教育委員会事務局等事務分掌規則中一部改正…………… //
- ◇横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中一部改正…………… 9
- ◇横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則中一部改正…………… 10
- ◇横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中一部改正…………… 11

教育委員会訓令甲

- ◇教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について等中一部改正…………… //
- ◇教育委員会の所管に係る公文書管理規程中一部改正… 12

選挙管理委員会告示

- ◇横須賀市選挙管理委員会規程中一部改正…………… //

選挙管理委員会訓令乙

- ◇経営企画部情報システム課長、各行政センター館長、経営企画部情報システム課及び各行政センターに勤務を命ぜられた者の横須賀市選挙管理委員会駐在書記長及び横須賀市選挙管理委員会駐在書記の任命について中一部改正…………… //

土地開発公社公告

- ◇令和3年度横須賀市土地開発公社事業計画について… //
- ◇令和3年度横須賀市土地開発公社予算について…………… //

上下水道企業管理規程

横須賀市上下水道企業管理規程第1号
 上下水道局専決規程（平成15年横須賀市水道企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。
 令和3年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者
 横須賀市上下水道局長 長 島 洋
 別表第3第1項の表調達の項中「工事委託」を「工事系委託」に改め、同表注に関する部分第3項中「工事委託」を「工事系委託」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第2号

上下水道局公文書管理規程（平成21年横須賀市上下水道企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者
 横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第22条中「財務部財務課」を「財務部財務管理課」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第3号

上下水道事業管理者の所管に係る電子署名取扱規程（令和2年横須賀市上下水道企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者
 横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第3条中「署名符号等記録媒体の」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

電子署名の職名	管 理 者
上下水道事業管理者（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合の契約（以下「電子契約」という。）を除く。）	経営部経理課長
上下水道事業管理者（電子契約に限る。）	経営部経理課長（当該契約の事務を主管する担当課長が置かれた場合にあっては、当該担当主管課長）

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第4号

上下水道局会計規程（昭和28年横須賀市水道企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者
 横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第48条第3項中「収支日報」を「収支日報等」に改める。
 第94条の見出しを「（収支日報等）」に改め、同条中「収支日報」を「収支日報等」に、「翌日」を「速やかに」に改める。

第96条（見出しを含む。）中「預金通帳」を「預金通帳等」に改める。
 第159条の見出しを「（管理用証票）」に改め、同条本文中

「焼印又は極印を施さなければ」を「管理用証票を貼付しなければ」に改め、同条ただし書中「焼印又は極印を施す」を「管理用証票を貼付する」に、「施しても」を「貼付しても」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、物品について準用する。

第197条第2項及び第3項を削り、同条第4項本文中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第12号様式中「指定金融機関名 ㊟」を「指定金融機関名 」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第5号

上下水道局契約事務取扱規程（平成19年横須賀市上下水道企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第11条第1号中「単価契約」の次に「による工事等」を加え、同条第2号中「100万円」を「500万円」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第6号

水道事業用行政財産使用料徴収規程（昭和44年横須賀市水道企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第2条第1項及び第2項第2号中「別表第1」を「別表」に改め、同条第3項を削る。

第3条第1項ただし書中「とし、走水水源地の駐車場の使用料については、後納」を削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第7号

横須賀市下水道条例施行規程（平成16年横須賀市上下水道企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第19条の見出し中「の申請」を削り、同条に次の1項を加える。

3 管理者は、第1項の申請書の提出を受けた場合において、公共下水道の敷地の使用を許可したときは、公共下水道敷地使用許可通知書（第19号様式）により通知するものとする。第20条中「第19号様式」を「第20号様式」に改める。

第22条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、その額の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 条例第20条第5号の規定により許可を取り消したとき。
(2) 公共下水道敷地使用者の責めによらない理由により、使用することができなくなったとき。
(3) その他管理者において特に必要があると認めるとき。
第22条第2項中「第20号様式」を「第21号様式」に改める。
第23条及び第24条を次のように改める。

第23条及び第24条 削除

第18号様式中

Table with 2 columns: 使用面積 (m²), 使用期間 (自 年 月 日 至 年 月 日)

を

Table with 2 columns: 使用面積等, 使用期間 (自 年 月 日 至 年 月 日), 備考

に

改める。

第21号様式を削り、第20号様式を第21号様式とする。

第19号様式中

Table with 2 columns: 使用面積 (m²)

を

Table with 2 columns: 使用面積等

に

改め、同様式を第20号様式とし、第18号様式の次に次の1様式を加える。

第19号様式（第19条第3項関係）

公共下水道敷地使用許可通知書

Form for Public Sewerage Land Use Permission Notice, including fields for address, name, and usage details.

第22号様式を次のように改める。

第22号様式 削除

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第8号

指定下水道工事店条例施行規程（平成16年横須賀市上下水道企業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第1条第2項第7号中「オ」を「カ」に改める。

第2条第4号オ中「エ」を「オ」に改め、同号オを同号カと

し、同号エの次に次のように加える。

オ 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第4号に掲げる暴力団員等である者（法人にあっては、同条第2号に掲げる暴力団又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等である者）

第2号様式中「オ」を「カ」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

上下水道局公告

横須賀市上下水道局公告第2号

横須賀市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例（昭和48年横須賀市条例第28号）第5条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定めます。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において一般の縦覧に供します。

令和3年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

負担区 の 名称	負担金を賦課しようとする区域		摘 要
	町	名	
上町負担 区	富 士 見 町	1 丁 目	一 部

消防局告示

横須賀市消防局告示第1号

火災予防条例（平成28年横須賀市条例第52号。以下「条例」という。）第19条第1項第3号及び第2項（これらの規定を条例第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式の変電設備等を次のとおり指定する。

令和3年4月1日

横須賀市消防長 野 田 佳 孝

- 火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備（変電設備その他の機器及び配線を一つの箱（以下この項において「外箱」という。）に収納したものをいう。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - 外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は、1.6ミリメートル（屋外用のものにあっては、2.3ミリメートル）以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。
 - 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、特定防火設備（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。以下同じ。）又は防火設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2ロに規定する防火設備をいう。以下同じ。）である防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りの防火設備にあっては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。
 - 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。
 - 電力需給用変成器、受電用遮断器、開閉器等の機器を外箱の底面から10センチメートル以上離して収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものについては、この限りでない。
 - 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式変電設備にあっては、雨水等の浸入を防止する措置が講

じられているものに限る。）以外のものが外部に露出しないように設けること。

- 各種表示灯（カバーの材料を難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。）
 - 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器
 - ヒューズ等に保護された電圧計
 - 計器用変成器を介した電流計
 - 切替スイッチ等のスイッチ類（材料を難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。）
 - 配線の引込み口及び引出し口
 - 第8号に規定する換気口及び換気装置
- 電力需給用変成器、受電用遮断器、変圧器等の機器は、外箱又は配電盤等に堅固に固定すること。
 - 配線を外箱から引き出すための電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。
 - 外箱には、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。
 - 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。
 - 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一面について、当該面の面積の3分の1以下であること。
 - 自然換気口によっては十分な換気を行うことができないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。
 - 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。
 - 外箱、配線の引込み口及び引出し口、換気口等には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。
- 火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式発電設備（内燃機関及び発電機並びに燃料タンク等の附属設備、運転に必要な制御装置、保安装置等及び配線を一つの箱（以下この項において「外箱」という。）に収納したものをいう。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - 外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は、1.6ミリメートル（屋外用のものにあっては、2.3ミリメートル）以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。
 - 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、特定防火設備又は防火設備である防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りの防火設備にあっては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。
 - 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。
 - 内燃機関、発電機、制御装置等の機器を外箱の底面から10センチメートル以上離して収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものについては、この限りでない。
 - 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式発電設備にあっては、雨水等の浸入を防止する措置が講じられているものに限る。）以外のものが外部に露出しないように設けること。
 - 各種表示灯（カバーの材料を難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。）
 - 冷却水の入出力口及び各種水抜き管
 - 燃料の入出力口
 - 配線の引出し口
 - 第11号に規定する換気口及び換気装置
 - 内燃機関の排気筒及び排気消音器
 - 内燃機関の息抜き管
 - 始動用空気の出入れ口
 - 屋外に通じる有効な排気筒及び消音器を容易に取り付けられるものであること。

- (7) 内燃機関及び発電機を収納する部分は、不燃材料で区画し、遮音措置を講じたものであること。
- (8) 内燃機関及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けたものであること。
- (9) 電線等は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理を行うとともに固定すること。
- (10) 配線を外箱から引き出すための電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。
- (11) 外箱には、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。
 - ア 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。
 - イ 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。
 - ウ 自然換気口によっては十分な換気を行うことができないものにおいては、機械式換気設備が設けられていること。
 - エ 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。
- (12) 外箱、配線の引出し口、換気口等には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。
- 3 火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式蓄電池設備（蓄電池並びに充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器等及び配線を一の箱（以下この項において「外箱」という。）に収納したものをいう。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は、1.6ミリメートル（屋外用のものにおいては、2.3ミリメートル）以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。
 - (2) 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、特定防火設備又は防火設備である防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りの防火設備においては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。
 - (3) 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。
 - (4) 蓄電池、充電装置等の機器を外箱の底面から10センチメートル以上離して収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものについては、この限りでない。
 - (5) 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式蓄電池設備にあっては、雨水等の浸入を防止する措置が講じられているものに限る。）以外のものが外部に露出しないように設けること。
 - ア 各種表示灯（カバーの材料を難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。）
 - イ 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器
 - ウ 切替スイッチ等のスイッチ類（難燃材料以上の防火性能を有する材料によるものに限る。）
 - エ 電流計、周波数計及びヒューズ等に保護された電圧計
 - オ 第10号に規定する換気口及び換気装置
 - カ 配線の引込み口及び引出し口
 - (6) 鉛蓄電池を収納するものにおいては、外箱内の当該鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されていること。ただし、シール形蓄電池を収納するものについては、この限りでない。
 - (7) 外箱の内部において、蓄電池を収納する部分と他の部分とを不燃材料で区画すること。
 - (8) 充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断器を設けること。
 - (9) 蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチを設けること。
 - (10) 外箱には、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。ただし、換気装置を設けなくても温度上昇及び爆発

- 性ガスの滞留のおそれのないものについては、この限りでない。
- ア 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、蓄電池を収納する部分にあっては当該面の面積の3分の1以下、充電装置等を収納する部分にあっては当該面の面積の3分の2以下であること。
- イ 自然換気口によっては十分な換気を行うことができないものにおいては、機械式換気設備が設けられていること。
- ウ 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。
- (11) 外箱、配線の引込み口及び引出し口、換気口等には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。

横須賀市消防局告示第2号

火災予防条例（平成28年横須賀市条例第52号）第20条第1項第1号の規定に基づき、消防長が認める延焼を防止するための措置を次のとおり指定します。

令和3年4月1日

横須賀市消防長 野田佳孝

- 1 筐体は、不燃の金属材料のうち、次のいずれかのものを用いたものであること。
 - (1) 厚さが2.0ミリメートル以上のステンレス鋼板
 - (2) 厚さが2.3ミリメートル以上の鋼板
- 2 漏電遮断器が設置されていること。
- 3 筐体の体積1立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基盤等の可燃物の量をいう。）が約122キログラム以下であること。
- 4 蓄電池が内蔵されていないこと。
- 5 太陽光発電設備が接続されていないこと。

消防局訓令甲

横須賀市消防局訓令甲第1号

消防吏員服制規程（平成8年横須賀市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

横須賀市消防長 野田佳孝

別表第1活動服の項中「日だしそで」を「左そで」に改め、「背部上段に」を「背部の上段に」「KANAGAWA」、中段に」に改め、同表救助服の項中「開襟」を「襟先までのファスナー式」に、「胸部左右に各1個のポケット」を「胸部左右に各1個のファスナー式ポケット」に、「背部上段に」を「背部の上段に」「KANAGAWA」、中段に」に、「両ももの側面に各1個のポケット」を「両ももの側面に各1個のファスナー式ポケット」に改め、同表外との項を次のように改める。

外	セ	色	濃紺色
		製式	前面は、二重前立てとし、ドットボタン4個を付けファスナー付きとする。ポケットは、左右の胸及び腰に各1個、左袖に1個とし、フラップ付きとする。左胸内側にベルクロ止めポケット付きとする。襟は、二枚襟とし、内側は、フリース使用で着脱式フード付きとする。腰部には、胴紐付とする。形状は、図のとおりとする。
	ミ	標識	左胸ポケット上部に「YOKOSUKA FIRE BUREAU」と転写反射シートでプリントする。
		シ	色
と			前面は、前立ファスナー開きとし、マ

う ト	製 式	ジックテープ止めとする。 ポケットは、左右の胸及び腰に各1個、 左袖に1個とし、マジックテープ止め とする。腰左右については、ふたを付 けボタンで留める。左のみ内ポケット 及び両立裏ファスナー付きポケットを 付ける。左袖については、ふた付きマ ジックテープ止めのポケットを付ける。 襟内側にはブロックフリースを使用し、 着脱式フード付きとする。 形状は、図のとおりとする。
	標 識	左胸及び背部に「YOKOSUKA Fire Bureau」と転写反射 シートでプリントする。 形状は、図のとおりとする。

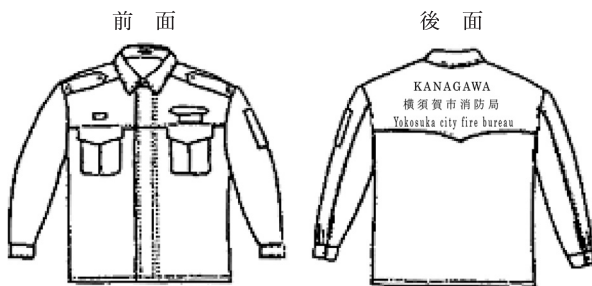
別表第1 雨衣の項中

救助服と同様とする。	を
前面はシングル打合せとする。	
オレンジ色	に、
前面はシングル打合せとする。	
救助服と同様とする。	を
長ズボンとする。	
上衣と同様とする。	に改
長ズボンとする。	

め、同表ワイシャツの項中「白色」を「色は、白色とする。」に改め、同表ネクタイの項中「冬帽と同様」を「濃紺色」に改め、同表手袋の項中「白色」を「色は、白色とする。」に改め、同表ベルトの項中「白色」を「灰色」に改め、同表くつ下の項中「夏帽と同様」を「色は、紺色」に改め、同表編上靴の項中「短靴と同様とする。」を「黒色」に改める。

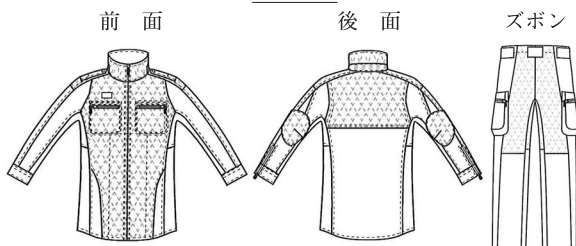
別表第3 活動用長靴の項を削る。
図活動服の部を次のように改める。

活 動 服
上 衣



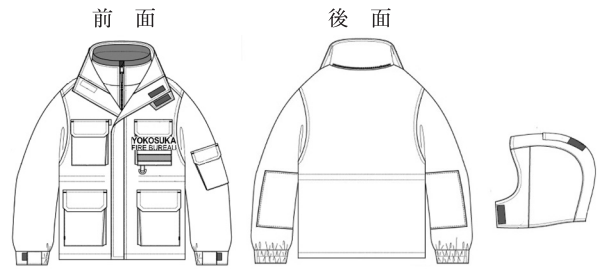
図救助服の部を次のように改める。

救 助 服



図外とう（セミロング）の部及び外とう（ショート）の部を次のように改める。

外 とう（セミロング）



外 とう（ショート）



附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令第2号

消防職員の勤務時間等に関する規程（平成4年横須賀市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

横須賀市消防長 野田 佳 孝

第2条第1項中「3週間」を「4週間」に、「116時間15分」を「155時間」に改める。

第3条中「3週間」を「4週間」に、「6日間」を「8日間」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令第3号

警防規程（平成29年横須賀市消防局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

横須賀市消防長 野田 佳 孝

第4条第4項中「消防係長」を「消防係長等」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令第4号

消防機械管理規程（平成27年横須賀市消防局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

横須賀市消防長 野田 佳 孝

第5条第2項及び第7条第2項中「係長」を「係長等」に改める。

第15条中「所属整備」を「前条の所属整備」に改める。

第16条各号列記以外の部分中「所属外整備」を「第14条の所属外整備」に改め、同条第5号中「及び」の次に「第14条の」を加える。

第24条中「所属整備」を「前条の所属整備」に改める。

第25条中「所属外整備」を「第23条の所属外整備」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、別表第2 救急活動用機械器具の

項に掲げる機械器具に該当するものの所属外整備を行う場合は、救急課長に修理を依頼しなければならない。
 第26条本文中「係長」を「係長等」に改める。
 附 則
 この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令甲第5号

液化石油ガス関与事務処理規程（昭和43年訓令第4号）の一部を次のように改正する。
 令和3年4月1日

横須賀市消防長 野田 佳 孝

第1号様式中「申請者 印」を「申請者」に改める。

附 則
 この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令甲第6号

建築同意等事務処理規程（平成13年横須賀市消防局訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。
 令和3年4月1日

横須賀市消防長 野田 佳 孝

第3条第1項各号列記以外の部分中「消防同意資料書（第1号様式）」を削り、同項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 消防同意資料書（第1号様式）（住宅及び長屋を除く。）
 第3条第3項中「消防同意資料書に」を「消防同意資料書等に」に改める。

第14条中「建築同意概要書（第12号様式）」を「建築同意審査票」に改める。

第16条第1項中「第13号様式」を「第12号様式」に、「第14号様式」を「第13号様式」に改める。

第18条第1項本文中「第15号様式」を「第14号様式」に、「第16号様式」を「第15号様式」に、「第17号様式」を「第16号様式」に改め、同条第2項前段中「消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証」を「検査済証（以下単に「検査済証」という。）」に改め、同項後段中「消防用設備等（特殊消防用設備等）検査事務処理簿に受領印」を「消防用設備等（特殊消防用設備等）検査済証事務処理簿（第17号様式）に交付の年月日、番号等を記載し、及び交付の際に受領印等」に改め、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定により設備検査結果報告書等を作成し、及び前項の規定により検査済証を交付する場合において、同時期に同一の防火対象物に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出が複数あったときは、一括して1つの検査報告書を作成し、及び検査済証を交付することができる。

第20条第4項中「次の点検報告書が提出されるまで」を「当該点検報告書が提出されてから原則3年間に」改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条第1項関係）
 消防同意資料書

年 月 日

(あて先) 横須賀市消防長

建築法 令	延焼規制	外壁:有□無□ 軒裏:有□無□ 開口部:有□無□	防火区画	面積:有□無□・異種:有□無□ 高層:有□無□・界壁:有□無□ 堅穴:有□無□・間仕切:有□無□	内装制限:有□無□ その他 非常照明:有□無□ 排煙設備:有□無□
	消防法 令	<input type="checkbox"/> 1:避難上又は消火活動上有効な開口部の面積の合計が床面積の30分の1を超える階 <input type="checkbox"/> 2:床面から1の開口部の下端までの高さは1.2m以内 <input type="checkbox"/> 3:1の開口部は道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面している。 <input type="checkbox"/> 4:1の開口部は格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しない、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより侵入できる。 <input type="checkbox"/> 5:1~4が図面等で読み取ることができる。 ※階ごとに算定する必要があります。			
	等	人: <input type="checkbox"/> 収容人員が図面等に記載されている。 員: <input type="checkbox"/> 上記収容人員の算出根拠が図面等に記載されている。			
火災 予 防 条 例	電気設備	変電:有□無□ 蓄電:有□無□	ガス:都市ガス□ LPG□ K _g ×	本 KW 電:有□無□ 急速充電:有□無□ KW	
	厨房:有□無□	<input type="checkbox"/> 一次の事項を図面に記載 <input type="checkbox"/> ダクト材質及び被覆: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> フード材質: <input type="checkbox"/>			
	給湯:有□無□	<input type="checkbox"/> 一次の事項を図面に記載 <input type="checkbox"/> 仕様: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 階段と避難口から5m離隔: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 配管: <input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> その他火を使用する設備等:有□無□ <input type="checkbox"/> 有一・図面に詳細記載又は仕様書添付: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 配置記載: <input type="checkbox"/>				
	危険物:有□無□	<input type="checkbox"/> 有一品名及び貯蔵量等: <input type="checkbox"/> 指定可燃物:有□無□ <input type="checkbox"/> 有一品名及び貯蔵量等:			

第4号様式（第1面）から第4号様式（第3面）までを次のように改める。

第4号様式（第1面）（第8条第3項、第14条関係）
 建築同意審査票

署 所	中 三 北 追 南 西 浦 三 浦
	坂 平 長 野 久 湘 三 崎

1【同意情報】

同意年月日	年 月 日	同意番号	第 号	担当者					
申請者	設 計	工 事							
完 成 予 定	年 月 日	梯子車	出向 □要 □否	同 意 付 年 月 日					
条例 届出	使用開始	熱風炉	ガス炉	炉・かまど	厨房	温風暖房	ボイラー	給湯	
		乾燥	サウナ	火花	変電	発電	蓄電	少危	指定可燃
		核燃	毒・劇	ずい道	防 管	消 計	統 括	全体消計	アセチレン等

2【計画概要】

名 称	(仮称)	建築地番		
敷地面積	m ²	建面積	m ²	延面積
階 数	/	最高の高さ	m	最高の軒高
各階面積				
備考欄				

3【建築関係】

項判定	用途地域
防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 無指定
構造要求	<input type="checkbox"/> 耐火建築物等 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他
延焼規制	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 軒裏 <input type="checkbox"/> 開口部
構造判定	<input type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造 () <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> SRC造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他造 ()
防火区画	面積 () <input type="checkbox"/> 堅穴 () <input type="checkbox"/> 異種用途 () <input type="checkbox"/> 界壁 <input type="checkbox"/> 間仕切壁 <input type="checkbox"/> 隔壁
階段規制	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (2直通 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 避難 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 特避 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有) <input type="checkbox"/> 屋外階段 <input type="checkbox"/> 屋内階段
2以上出口	<input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 要
通路規制	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
廊下幅規制	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (両側 m< . 片側 m<)
排煙規制	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
非常照明	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
非常用出入口	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

第14号様式（第18条第1項関係）
消防用設備等（特殊消防用設備等）検査事務処理簿

Table with columns for fire object, location, name, submission number, date, and content. It is a repetitive form for fire equipment inspection records.

第15号様式を削る。

第16号様式を第15号様式とし、第17号様式（表面）を第16号様式（表面）とし、第17号様式（裏面）を第16号様式（裏面）とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第17号様式（第18条第2項関係）
消防用設備等（特殊消防用設備等）検査済証事務処理簿

Table for fire equipment completion certificate processing. Columns include fire object, location, name, inspection number, date, re-inspection date, and completion certificate delivery. Includes a list of equipment types like fire extinguishers, gas detectors, etc.

第18号様式中「（第18条第3項関係）」を「（第18条第4項関係）」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令第7号

救急業務規程（平成24年横須賀市消防局訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

横須賀市消防長 野田 佳孝

第4条第2項中「消防署長」の次に「及び救急課長（以下「消防署長等」という。）」を加える。

第5条中「第44条第3項」を「第44条第5項」に、「消防署長」を「消防署長等」に改める。

第11条第1項中「通信指令室」を「消防指令センター」に改める。

第15条各号列記以外の部分中「通信指令室及び消防署長」を「消防指令センター及び消防署長等」に改める。

第16条及び第21条各号列記以外の部分中「通信指令室」を「消防指令センター」に改める。

第30条第1項、第31条第1項、第33条第1項、第37条第2項、第40条、第41条第1項及び第42条中「消防署長」を「消防署長等」に改める。

第51条第1項中「消防署長」を「消防局長及び消防署長」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

教育委員会規則

横須賀市教育委員会規則第5号

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年横須賀市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「保健体育課」を「保健体育課 学校食育課」に改める。

第6条教育政策課の部第8号を削り、同条教職員課の部に次の1号を加える。

(10) 共同学校事務室に関すること。

第7条教育指導課の部第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条保健体育課の部第7号中「準教科用図書」を「副読本」に改め、同部第11号から第16号までを削り、同条に次のように加える。

学校食育課

- (1) 学校における食育に関すること。
(2) 学校給食の献立の作成及び物資の調達に関すること。
(3) 学校給食の衛生管理に関すること。
(4) 学校給食施設設備の維持管理に関すること。
(5) 給食費に関すること。
(6) 中学校完全給食の実施に関すること。

第18条第6項第3号中「教育総務部長」を「学校教育部長」に改める。

第19条中第5号を第9号とし、第4号を第8号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (5) 校務の情報化に関すること。
(6) よこすか教育ネットワークの管理運営に関すること。
(7) 教育及び校務に係るICT環境整備に関すること。

第19条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 学校における人権教育に関すること。
第20条及び第21条を削る。
第22条第2号の表中

文化財専門審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。	生涯学習課
国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会	国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用のための整備に関する事項について審議すること。	

文化財専門審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。	生涯学習課
国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会	国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用のための整備に関する事項について審議すること。	
生涯学習センター指定管理者選考委員会	教育委員会の諮問に応じて生涯学習センターの指定管理者の選考を行うこと。	

横須賀市学校給食運営審議会	教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する事項について審議すること。	保健体育課
(仮称)横須賀市学校給食センター整備運営事業者選定委員会	教育委員会の諮問に応じて(仮称)横須賀市学校給食センターの設計、建設及び運営を行う事業者の選定等に関する事項について審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。	

横須賀市学校給食運営審議会	教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する事項について審議すること。	学校食育課
横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会	横須賀市子ども読書活動推進計画に関する事項について審議すること。	中央図書館

め、同条を第20条とし、第23条から第27条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 教育委員会職員の勤務時間に関する規則(昭和53年横須賀市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。
別表教育情報システム室の項を削る。

横須賀市教育委員会規則第6号

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第14号様式(第3面)の次に次の1様式を加える。

第14号様式(第4面)(指導に関する記録)

氏 名			
非常時にオンラインを活用して実施した特別の授業等の記録			
第1学年	児童が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
第2学年	児童が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
第3学年	児童が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
第4学年	児童が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
第5学年	児童が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
第6学年	児童が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等

第14号様式の2(第3面)の次に次の1様式を加える。

第14号様式の2(第4面)

氏 名			
非常時にオンラインを活用して実施した特別の授業等の記録			
第1学年	児童が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
第2学年	児童が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
第3学年	児童が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
第4学年	児童が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
第5学年	児童が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
第6学年	児童が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等

第15号様式(第3面)の次に次の1様式を加える。

第15号様式（第4面）

生徒氏名			
非常時にオンラインを活用して実施した特別の授業等の記録			
第1学年	生徒が登校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第2学年	生徒が登校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第3学年	生徒が登校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		

第15号様式の2（第3面）の次に次の1様式を加える。

第15号様式の2（第4面）

生徒氏名			
非常時にオンラインを活用して実施した特別の授業等の記録			
第1学年	生徒が登校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第2学年	生徒が登校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第3学年	生徒が登校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第7号

横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則（平成12年横須賀市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3号様式（表）中「知識及び技能」を「知識・技能」に改め、同様式を第3号様式（第1面）とする。

第3号様式（裏）を第3号様式（第2面）とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第3面）

生徒氏名			
非常時にオンラインを活用して実施した特別の授業等の記録			
第1学年	児童が登校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第2学年	児童が登校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第3学年	児童が登校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第4学年	児童が登校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第5学年	児童が登校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第6学年	児童が登校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		

第4号様式（表）を第4号様式（第1面）とし、第4号様式（裏）を第4号様式（第2面）とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式（第3面）

生徒氏名			
非常時にオンラインを活用して実施した特別の授業等の記録			
第1学年	児童が登校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第2学年	児童が登校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第3学年	児童が登校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第4学年	児童が登校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第5学年	児童が登校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第6学年	児童が登校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		

第6号様式（表）を第6号様式（第1面）とし、第6号様式（裏）を第6号様式（第2面）とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式(第3面)

生徒氏名			
非常時にオンラインを活用して実施した特別の授業等の記録			
第1学年	生徒が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第2学年	生徒が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第3学年	生徒が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		

第7号様式(表)を第7号様式(第1面)とし、第7号様式(裏)を第7号様式(第2面)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式(第3面)

生徒氏名			
非常時にオンラインを活用して実施した特別の授業等の記録			
第1学年	生徒が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第2学年	生徒が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第3学年	生徒が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		

第8号様式(第4面)の次に次の1様式を加える。

第8号様式(第5面)

生徒氏名			
非常時にオンラインを活用して実施した特別の授業等の記録			
第1学年	生徒が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第2学年	生徒が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第3学年	生徒が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第8号

横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第12号様式(第4面)の次に次の1様式を加える。

第12号様式(第5面)

生徒氏名			
非常時にオンラインを活用して実施した特別の授業等の記録			
第1学年	生徒が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第2学年	生徒が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第3学年	生徒が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		
第4学年	生徒が学校できない理由	実施日数	参加日数
	オンラインを活用した特別の授業		実施方法等
	その他の学習等		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令甲

横須賀市教育委員会訓令甲第1号

教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について等の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

(教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項についての一部改正)

第1条 教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について(平成10年横須賀市教育委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

列記事項第2項第7号中「学校教育部保健体育課」を「学校教育部学校食育課」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 教育研究所

「教育の情報化推進に関すること」は、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想で整備する端末等の活用及びオンライン教育の推進を含むものであること。

(教育委員会専決規程の一部改正)

第2条 教育委員会専決規程(昭和40年横須賀市教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2第5項の表決裁区分専決事項の項中「所長」を「所長」に改め、同表休暇・欠勤承認の項中「所長」の次に「又は担当課長」を加え、同表遅参・早退・その他服務承認の項、週休日の振替・代休日の指定の項及び市内出張命令(注2参照)の項中「所長」の次に「、担当課長」を加え、同表市外出張命令(注2参照)の項中「所長」の次に「又は担当課長」を加え、同表第6項を削る。

別表第3中

保 健	1 医療費等支給対象児童生徒認定
	2 要保護・準要保護の医療費補助の支給額の決定
	3 日本スポーツ振興センター災害共済給付金請求等
給 食	1 給食費補助対象児童生徒認定
	2 給食費補助の支給額の決定
	3 学校給食の献立の決定
	4 学校給食に使用する物資の規格の決定
	5 学校給食に使用する物資の納入事業者の決定

を

学校体育	体育関係教育課程学習指導研究会等開催
保 健	1 医療費等支給対象児童生徒認定 2 要保護・準要保護の医療費補助の支給額の決定 3 日本スポーツ振興センター災害共済給付金請求等
学校体育	体育関係教育課程学習指導研究会等開催

改め、同表保健体育課の項の次に次のように加える。

学校食育課	給 食	1 給食費補助対象児童生徒認定 2 給食費補助の支給額の決定 3 学校給食の献立の決定 4 学校給食に使用する物資の規格の決定 5 学校給食に使用する物資の納入事業者の決定
-------	-----	--

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市教育委員会訓令甲第2号

教育委員会の所管に係る公文書管理規程（平成22年横須賀市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。
令和3年4月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

第5条中「財務部財務課」を「財務部財務管理課」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第5号

横須賀市選挙管理委員会規程（昭和31年横須賀市選挙管理委員会告示第10号）の一部を次のように改正します。
令和3年4月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

第21条第1項各号列記以外の部分中「経営企画部情報システム課（以下「情報システム課」を「経営企画部デジタル・ガバメント推進室（以下「デジタル・ガバメント推進室」に、「情報システム課」を「デジタル・ガバメント推進室」に改め、同項情報システム課の部各号列記以外の部分中「情報システム課」を「デジタル・ガバメント推進室」に改め、同条第2項中「情報システム課」を「デジタル・ガバメント推進室」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

選挙管理委員会訓令乙

横須賀市選挙管理委員会訓令乙第1号

昭和49年横須賀市選挙管理委員会訓令乙第1号（経営企画部情報システム課長、各行政センター館長、経営企画部情報システム課及び各行政センターに勤務を命ぜられた者の横須賀市選挙管理委員会駐在書記長及び横須賀市選挙管理委員会駐在書記の任命について）の一部を次のように改正する。
令和3年4月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

本則中「経営企画部情報システム課長」を「経営企画部デジタル・ガバメント推進室長」に、「経営企画部情報システム

課」を「経営企画部デジタル・ガバメント推進室」に改める。

土地開発公社公告

横須賀市土地開発公社公告第1号

令和3年度横須賀市土地開発公社事業計画を次のとおり定め
ました。

令和3年4月1日

横須賀市土地開発公社
理事長 石 渡 修

令和3年度横須賀市土地開発公社事業計画

横須賀市土地開発公社は、本年度において保有土地の管理等
の事業を次のとおり行うものとする。

- 1 用地管理事業
佐原地区文教施設建設用地
管理予定面積 10,000.31 m²
- 2 用地賃貸事業
馬堀海岸地区賃貸用地
賃貸予定面積 12,682.09 m²

横須賀市土地開発公社公告第2号

令和3年度横須賀市土地開発公社予算を次のとおり定めま
した。

令和3年4月1日

横須賀市土地開発公社
理事長 石 渡 修

（総 則）

第1条 令和3年度横須賀市土地開発公社の予算は、次に定め
るところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 事業収益		37,813 千円
第1項 営業収益		37,800 千円
第2項 営業外収益		13 千円
	支 出	
第1款 事業費用		32,377 千円
第1項 販売費及び一般管理費		7,357 千円
第2項 営業外費用		25,020 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 資本的収入		13,625 千円
第1項 雑入		13,625 千円
	支 出	
第1款 資本的支出		68,176 千円
第1項 公有地取得事業費		8,176 千円
第2項 借入金償還金		60,000 千円